

【フランス】外国の干渉を防止するための法律

海外立法情報課 奈良 詩織

*2024年7月、フランスへの外国の干渉を防止するため、外国勢力のために活動する者の登録、アルゴリズムによる干渉行為の検知、関係者の資産凍結等を定める法律が制定された。

1 制定の背景と経緯

今日、外国の干渉は、機密情報を傍受するための古典的なスパイ活動、サイバー攻撃、情報操作等、様々な形態を取り得る。情報活動に関する議会代表団 (*délégation parlementaire au renseignement*)¹が2023年に公表した年次活動報告書²では、外国の干渉の脅威に対するフランスの体制上のせい弱さ（情報システムのセキュリティ、国内企業の資金調達の困難及び外国企業による企業買収等）が指摘された。そこで、2024年7月、外国の干渉を防止するために透明性を強化し、情報活動の調査手段を新たな干渉の形態に適応したものとし、こうした干渉を阻止する手段を行政機関に与えるため、「フランスにおける外国の干渉を防止するための2024年7月25日の法律第2024-850号」（全9か条）³が制定された（一部を除き同月27日施行）。

2 主な内容

(1) 外国勢力のために活動する者の登録（第1条）

フランスでは、ロビー活動の透明性を確保し、利益相反及び汚職を防止するために「利益代表者（représentant d'intérêt）」⁴のデータベース⁵が作成され、「公的活動の透明性に関する高等機関（Haute Autorité pour la transparence de la vie publique: HATVP）」がこれを管理している。第1条は、これに倣い、外国勢力のためにフランスの公的活動に影響を与える活動を行う者のデータベースを導入する（汚職防止並びに経済活動及び公的活動における透明性に関する2013年10月11日の法律第2013-907号⁶第18-11条～第18-18条の新設）⁷。これにより、「外国の委任者（mandant étranger）」の支配下で、この者のために、政府構成員や国会議員等との接触、広報又は資金調達により、特に法令の内容に関する公的決定又はフランスの対外政策に影響を与

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年10月10日である。

¹ 同代表団は、2007年に上下両院により合同で設置され、情報活動に関する政府の活動の監督等を任務とする。

² Sacha Houlié, *Rapport public fait au nom de la délégation parlementaire au renseignement relatif à l'activité de la délégation parlementaire au renseignement pour l'année 2022-2023*, 2023.6.29. <<https://www.senat.fr/rap/r22-810/r22-8101.pdf>>

³ Loi n° 2024-850 du 25 juillet 2024 visant à prévenir les ingérences étrangères en France. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000050052193>> 本法律の制定の背景等は、Sacha Houlié, *Assemblée Nationale Rapport*, N° 2343, 2024.3.13. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/rapports/cion_lois/116b2343_rapport-fond.pdf>; Agnès Canayer, *Sénat Rapport*, N° 595, 2024.5.15. <<https://www.senat.fr/rap/l23-595/l23-5951.pdf>> を参照した。

⁴ 私法上の法人や商工業的公施設法人、商工会議所等であって、その代表、雇用主又は構成員が、政府構成員や議員等と接触することで、公的決定に影響を及ぼす活動を行うもののこと。

⁵ 同データベースは、経済活動の透明性、汚職防止及び現代化に関する2016年12月9日の法律第2016-1691法（Loi n° 2016-1691 du 9 décembre 2016 relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000033558528>>）により導入された。

⁶ Loi n° 2013-907 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000028056315>>

⁷ 第1条の背景として、既存のデータベースにも外国企業と関連のある利益代表者が登録されていたが、情報活動に関する議会代表団が、外国の干渉に対処するには不十分であるとして、干渉活動を行う者を登録するデータベースを新たに導入することを提案していたことがある。

えるために活動する自然人又は法人（外交官や領事を除く。以下「外国の利益代表者」）に、HATVPへの届出を義務付ける。「外国の委任者」には、EU域外の国の勢力、その支配下の法人又はEU域外の政党若しくは政治団体が該当する（同法第18-11条）。届け出るべき内容は、外国の利益代表者（法人の場合には幹部及び当該法人の中で干渉活動を行う自然人）の身元情報、当該利益代表者に活動を委任した外国の委任者の名称及び所在地、当該利益代表者と当該委任者との合意内容、干渉活動を行う人数、活動内容等であり、これらはHATVPが管理するデータベースに登録される（同法第18-12条）。届出を怠った場合、自然人には3年以下の拘禁刑及び45,000ユーロ⁸以下の罰金を、法人には225,000ユーロ以下の罰金及び公契約からの除外等の処罰を科す（同法第18-16条）。これらの規定は、2025年7月1日までに施行される。

（2）アルゴリズムによる外国の干渉の検知（第6条）

フランスでは、情報機関は、テロリズムに関連すると疑われる通信データを検知し、警告を発するという目的に限定して、アルゴリズムによりインターネット通信を監視することが認められている（国内安全法典L.第851-3条）⁹。本法律第6条は、国内安全法典の同規定を改め、この枠組みにおけるアルゴリズムの使用を、外国の干渉及びその試みを検知するという目的にも拡大する。この措置は、2028年6月30日までの試行として実施される。

（3）干渉行為を行った者の資産凍結（第7条）

第7条は、テロ行為に関与した者に対する資産凍結の措置（通貨・金融法典L.第562-2条）の対象を、フランスへの「干渉行為（acte d'ingérence）」を行った者にも拡大する。ここでの「干渉行為」は、外国勢力の要求に応じて、又はそのために行われ、偽情報又は不正確な情報の伝達を含め、手段を問わず、国家の基本的利益、国家の重要なインフラの機能若しくは完全性又は国家の民主主義的制度の機能を侵害することを目的とし、又はそのような効果を有する行為と定義される（同法典L.第562-1条の改正）。資産凍結の対象となるのは、①干渉行為を行い、若しくは行うことを試み、その実行を手助けし、若しくはこれに資金提供し、これを教唆し、又はこれに参加した自然人又は法人、②①に該当する者の支配下にある法人等又は①に該当する法人のために、若しくはその指示により、承知の上で活動した法人等である（同法典L.第562-2-1条の新設）。これらの者について、経済担当大臣及び内務大臣は、共同で、6か月間（更新可能）、フランス国内の資産を凍結することができる。

（4）干渉行為を行った者に科される刑罰の加重事由（第8条）

第8条は、財又は人に対する侵害に関する犯罪について、これが外国勢力又は外国の、若しくは外国の支配下にある企業若しくは組織の利益に資する目的で行われた場合を、自由はく奪刑の加重事由とする（刑法典第411-12条の新設）。例えば法定刑が懲役¹⁰30年の場合（殺人等）には無期懲役となり、法定刑が拘禁刑3年の場合（窃盗等）には拘禁刑6年となる。

⁸ 1ユーロは約161円（令和6年10月分報告省令レート）。なお、フランスでは、量刑は、法定刑を上限として裁判所が決定する。

⁹ この措置は、情報活動に関する2015年7月24日の法律第2015-912号（Loi n° 2015-912 du 24 juillet 2015 relative au renseignement. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000030931899>>）により試行として導入され、テロ行為の防止及び情報活動に関する2021年7月30日の法律第2021-998号（Loi n° 2021-998 du 30 juillet 2021 relative à la prévention d'actes de terrorisme et au renseignement. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043876100>>）により永続的な制度として確立された。

¹⁰ 懲役（réclusion criminelle）は重罪を犯した者に科される自由はく奪刑で、無期又は30年、20年、15年を上限とする有期の懲役がある。一方、拘禁刑（emprisonnement）は軽罪を犯した者に科されるもので、法定刑の枠内で裁判官が定める一定期間、有罪判決を受けた者を収容するものである。